

1. 令和6年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和6年9月5日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第84号 郡上市霊柩車の管理に関する条例の廃止について
- 日程5 議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第87号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第88号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第89号 令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第90号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第91号 令和5年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第92号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第93号 令和5年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第94号 令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第95号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第96号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第97号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第98号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第99号 令和5年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第100号 令和5年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第101号 令和5年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第102号 令和5年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第103号 令和5年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第104号 令和5年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第105号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程26 議案第106号 令和5年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第107号 令和5年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程28 議案第108号 令和5年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程29 議案第109号 令和5年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程30 議案第110号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程31 議案第111号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程32 議案第112号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程33 議案第113号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第114号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程35 議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）
- 日程36 報告第8号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程37 報告第9号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程38 報告第10号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程39 報告第11号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程40 報告第12号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程41 報告第13号 令和5年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程42 報告第14号 放棄した債権の報告について
- 日程43 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程44 議報告第8号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程45 議報告第9号 諸般の報告について（委員派遣の承認）
- 日程46 議報告第10号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	北 山 浩 樹	2 番	大 坪 隆 成
3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	10 番	本 田 教 治
11 番	長 岡 文 男	12 番	田 代 まさよ

13番	田 中 義 久	14番	蓑 島 もとみ
15番	森 藤 文 男	16番	原 喜与美
17番	野 田 かつひこ	18番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務課 係	三 島 栄 志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しいところをこうして御出席いただきました。ありがとうございます。

ここでお願い申し上げます。いつも私申し上げますが、会議でありますので、携帯電話をお持ちの方はいま一度マナーモードか電源をお切りになるか、確認をしていただきたいと思います。くれぐれもオフからオンにしないようによろしくをお願いします。

ここで報告をいたします。

去る7月の18日、14番 蓑島もとみ議員から文教民生常任委員会副委員長を辞任したい旨の届出がありましたので、郡上市議会委員会条例第13条の規定により、7月24日開催の文教民生常任委員会においてこれを許可いたしました。

なお、空席となりました文教民生常任委員会の副委員長には、郡上市議会委員会条例第9条第2項の規定により、13番 田中義久議員が互選をされましたので、報告をいたします。

ただいまから、令和6年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、17番 野田かつひこ議員、18番 清水敏夫議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る8月30日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月5日から9月27日までの23日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月5日から9月27日までの23日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

神谷代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男）　ここで、山川市長から御挨拶をいただきます。

市長、よろしくお願いします。

山川市長。

○市長（山川弘保）　おはようございます。令和6年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、報告等をさせていただきます。

郡上の踊りについてであります。白鳥おどりは去る8月24日土曜に無事おどり納めを終え、そして、郡上おどりは今週末の9月7日土曜日におどり納めになります。

今夏においては、コロナ対策によって設置していた案内所の廃止や密を避けるために拡大していた踊りの輪をコロナ禍前の令和元年の水準に戻すなど、通常開催の中、これまで無事開催できたことを皆様とともに喜びたいと思います。

こうした中、白鳥おどりでは、白鳥中学校生徒が発祥祭の司会を務められ、また、郡上おどりでは、地元高校生が前座でおはやしを披露されるなど、次世代につなぐ取組も進められています。

連日の猛暑の中、踊りを無事に支えていただきました郡上おどり及び白鳥おどり保存会をはじめ、関係団体・機関の皆様、そして屋形引きや踊りの後の清掃作業に御協力をいただきましたボランティアの皆様、来場いただきました踊りファンの皆様など、踊りの全てに関わる皆様に深く感謝申し上げます。

また、郡上市の職員の皆様にも、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

次に、私が市長に就任してから5か月が経過しようとしています。

裕孝司初代市長は、1期4年間、市の財政状況が非常に厳しい中、7つの町村から1つの自治体としての郡上市を築き上げ、基礎を固めていただきました。

日置前市長は、4期16年にわたり市政を担われ、市財政の健全化を図りつつ、無事に合併20周年を迎えることができました。

このたび、私が第3代の市長に就任させていただいたわけですが、郡上市の貯金である財政調整基金の残高は現在15億円であり、これまで減少傾向が続いています。10年前の平成26年度末の残高43.1億円と比較し、28億円ほど減少しており、このままでは数年で枯渇することも懸念されます。

また、住民基本台帳人口は、今年度4月1日現在3万8,058人で、10年前の平成26年同期の4万4,732人と比較すると、6,700人余りの減少、約15%減っており、さらには若年女性人口の減少により、将来的には消滅可能性を否定できない自治体であるとの指摘もまだ続いています。

所信表明で申し上げておりますが、私は、命を守る、郡上を守る、若者の未来を守るを基本方針としています。

このような厳しい状況の中で私がすべきことは、進学や就職で市外に出た若い世代が帰ってきたいと思う郡上市にすることです。

間もなく来年度の予算編成の時期となつてまいります、若い世代が住みやすい郡上市にするために、必要な施策に力を入れていきたいと考えています。

そのため、施策の立案や検討の際には、主役である若い世代の意見を積極的に取り入れていくことも重要であると考えています。非常に厳しい財政状況の中で、これを行っていくためには、これまでの事業の思い切った見直しや廃止による財源確保が必要です。

例えば、合併以前から続いている市民生活や団体活動への金銭的支援が今本当に必要なのか、目的と効果を一つ一つ検証しつつ、既存事業の見直しや廃止により新たな財源の確保をしていく作業を行うことで、若い世代への投資シフトを強化したいと考えています。

また、6月の議会において御説明いたしました偕楽園など3つの事業のほか、長良川鉄道、学校の統廃合、病院事業会計、水道事業会計など、これ以上先延ばしできない課題につきましても、将来に負担をできるだけ残さないよう、私の任期内に方向性を決めていきたいと考えています。

これらの過程においては、議会に対しまして十分にデータをお示ししつつ、子や孫が住み続けたいと思う自立・持続が可能な郡上市を目指して、共に考えてまいりたいと思いますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、本日御提案申し上げます案件は、人事案件に関するものが1件、条例の一部改正及び廃止に関するものが5件、決算認定に関するものが21件、令和6年度補正予算に関するものが4件、計画の変更に関するものが1件、財産の取得及び処分に関するものが1件の計33件でございます。

このうち、決算認定に関しましては、神谷代表監査委員と田代監査委員の両名において、7月2日から8月9日までの間で延べ13日間という大変長い日数をかけ、膨大な証憑の確認など精力的に決算審査を行っていただきました。まづもって、厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

なお、議案の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和6年9月5日、郡上市長 山川弘保。ありがとうございました。

○議長（森藤文男）　ありがとうございました。

◎議案第83号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程3、議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第83号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

候補者の住所と氏名を読み上げさせていただきます。

八幡町市島1397番地1、細川竜弥さん、白鳥町大島398番地、谷口英弘さん、白鳥町野添305番地1、羽土聡さん、白鳥町長滝88番地1、丸井祐子さん、明宝気良2211番地1、大林稻子さんです。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務大臣から委嘱される委員です。委嘱に際しては、人権擁護委員法第6条におきまして、市長が議会の意見を聞いて推薦することとされております。

本議案は、委員15人のうち5人の任期が令和6年12月31日をもって満了となるために、同数の推薦につき議会の意見を求めるものです。

資料1に委員の名簿をつけております。こちらは現委員の名簿です。上段の5名の方が今回任期満了となる方で、最上段におられます出井さんが退任の意向を示されました。

次の資料に推薦させていただきたい5人の略歴を掲載させていただきました。

上から4人の方が再任、最下段の羽土さんが新任です。今回の改選では、前の委員長であられます出井建雄さんが退任の意向を示されましたので、この後任として羽土聡さんを推薦いたします。

羽土さんは元教員で、市内小中学校で長く地域教育に携わり、特に子どもや高齢者の人権問題に理解が深く、適任と考えております。任期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日の3年間で

す。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。この候補者の一人一人のお話ではないんですけども、人権擁護委員には年齢制限があるというふうに聞いたことがあるんですけど、そのことにつきまして少

し御説明いただきたいのと、そして現在は、いろいろな分野で高齢であっても働いていただける時代であります。

そういう中で、その年齢制限を少し上げていくというふうな動きがあるのか、そういうことを聞いたこともありますけど、あるいはもう一つは、若い世代の委員の選任ということはどういうふうと考えておられるかと、この2点お聞きしたいというふうに思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

まず、年齢制限につきましては、ちょっとお調べしないと分かりませんが、保護司さんであるとかほかの委員さんは、確かに年齢制限があったかと記憶しておりますけども、人権擁護委員に関しては、65歳以下、再任の場合は75歳未満となるような要請があるというような記載があることで、そういう意味では要請という意味合いですので、年齢制限はないものと理解しつつも、やはり御高齢の方にはお願いすると、要請するべきでないというふうに解します。

あと若者の推薦という考え方ですけども、実際に御高齢の方が、年齢もこの一覧に上げさせていただいたかと思っておりますけども、ございます。

昼間の会議でありますとか、やはりそういった会議の都合もありまして、御退任された、退職された方が多いという実情でございます。

あるいは、ちょっと議案に掲げさせていただきましたけども、やはり人生経験がある、いろんな人との関わりでありますとか、そういったところが大変重要になりますので、御経験のある方をやはり市としては推薦させていただき、そういった活動に取り組んでいただきたいと、かような思いもございます。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） ありがとうございます。自分の趣旨は、人生100年時代ですから、それは高齢者の方が大いに、ばっかり出ていただくという意味ではありませんけれども、こうして市町村にこうした推薦ということについての事務が依頼されている中であれば、そういう話もしてもらいながら、年齢制限の意義は何かということとか、若い世代の相当意見も違ってきている世代間によって、そういう感じは持ちますので、そういうことも御検討いただけたらと、こういう意味で申し上げました。

現在出ている候補者の方は本当に存じ上げていますけど、適任だと思っておりますので、そのことについての御意見ではありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） ほかには質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第83号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第83号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第84号から議案第88号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程4、議案第84号 郡上市霊柩車の管理に関する条例の廃止についてから、日程8、議案第88号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第84号 郡上市霊柩車の管理に関する条例の廃止について。

郡上市霊柩車の管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、市が所有する霊柩車を廃止するため、この条例を定めようとする。

霊柩車につきましては、合併時、旧町村から引き継いだ車両を保有しておりましたが、葬祭業者が増えたことなどから、需要が減ったことで順次削減を図りまして、現在は1台のみ保有しております。

現在の車両は、平成15年の購入から20年を経過しておりますが、使用頻度が少なく、走行距離は7,700キロ程度でございます。

今般、公用車の更新基準である20年を経過していることに加えまして、経年により老朽化が進ん

でいること、また、過去3年の利用実績は令和4年に1件のみで、市が保有する必要性は低いと判断しまして、本条例を廃止させていただきます。

施行日は、現状で利用がないことから市民サービスの低下につながらないと判断し、できるだけ早期に廃止し、保守点検費用などの維持費を削減したいこと、一方で市民周知の期間を設けることとして、本年12月1日とさせていただきます。

続きまして、議案第85号です。

議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、斎場施設再編行動計画に基づき、大和斎場及び高鷲斎場を廃止するため、この条例を定めようとする。

資料を、まず、1番目の経緯の資料を御覧いただきまして、2ページほどめくっていただくと資料がございます。

斎場は合併時旧町村ごとに7施設ありましたが、老朽化、利用頻度の低下から美並、明宝、和良を廃止し、現在は八幡、大和、白鳥、高鷲に4斎場ございます。

公共施設の適正配置を進めるために策定した再編行動計画では、施設の稼働状況や老朽化状況等を勘案し、将来的に南部、北部の2斎場体制にする方針としております。

大和、高鷲の両施設の廃止式は、令和6年度以降に検討、廃止することとしております。

次のページに受入れ状況の資料をつけさせていただきました。

最上段の表が昨年度で下に行くほど古い年度になってございますので、そのように御覧ください。

こちら利用実績でございます。廃止予定の2つの斎場は、ピンク色の行で示されております。

中央の令和3年度から上の表を御覧いただきますと、過去3年間、大和と高鷲では火葬の実績がございません。

また、表の右から2列目に日平均と欄ありますけども、赤い囲み部分を御覧いただきますと、南部と北部斎苑の稼働数は平均して1日2件となっております。両施設での最大受入れ可能数は各施設3でございますので、合計6になります。

このため、時期的な変動はあろうかと思いますが、2施設で十分な受入れが可能であると判断しております。

1ページ戻っていただきまして、経緯等の中段下にまたとございます。こちらから、昨今は葬祭業者での葬儀式が一般的で、八幡と白鳥に業者がありますので、南部または北部斎苑を利用することが慣例となり、大和と高鷲2斎場を廃止しても市民サービスの低下にはつながる可能性が極めて低いと、かように考えております。

このため、本年11月30日をもって、大和、高鷲の2斎場を廃止したいとする条例です。

1枚お戻りをいただきまして、新旧対照表というものがございますが、この中では、第2条に定めます斎場の表中、大和、高鷲の斎場を削除します。右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が削除されているということでもあります。

また、第2条の2とあります大和・高鷲斎場の規定を削除します。右側に下線が引いてあるところが左側に北部斎苑のみ残っております。

括弧内に北部斎苑においては、第4号の規定を除くとありますけども、第4号では死体の保管業務を規定しておりますが、霊安室があるのは八幡の南部斎苑のみのため、白鳥の北部斎苑で行いたいために除外規定は残すと、そういう規定であります。

施行日は12月1日としておりまして、理由としましては、既に3年以上火葬の実績がございますので、できるだけ早期に廃止し、保守点検費用などの維持費を削減したいことと、市民周知の期間を設けることとして同日といたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。議案第86号を説明させていただきます。

郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由につきましては、地域住民及び来訪者の多様な利用ニーズに応じたサービスの提供を目的に、施設名称及び使用料等を改めるため、この条例を定めようとするものです。

おめくりいただきまして、1ページはねていただきますと、第86号議案資料を御覧いただきたいと思えます。

こちらのほうで説明をさせていただきますが、改正の経緯につきましては、フォレストパーク373に設置してありますパターゴルフ施設、こちらのほうが、現在、ニーズがない状況となっております。

加えまして、老朽化もしていることから、今後につきましても、このパターゴルフという形状としての利用はないものというふうに見込まれております。

このため、条例上入っておりますが、パターゴルフ施設を廃止しまして、今後も、新たにキャンプのテントサイトや地域のイベント会場等で利用する多目的広場という形で定義させていただき、一層の利用拡大を図りたいというふうを考えております。

ということで、多目的広場という形で定義させていただく関係で、こちらの使用時間等も変更させていただくものとなっております。

主な改正点としましては、使用時間、こちらにつきましては、宿泊利用であったり日帰り利用等での多目的利用の時間を追加させていただきます。

別表1のほうで、パターゴルフ施設のほうを削除させていただき、多目的広場の欄を追加させていただきます。

加えまして、別表第2のほうで、別表第1の改正に伴いますパターゴルフ欄の削除、多目的広場の使用区分、基本使用料等の追加をさせていただくものです。

施行日につきましては、早期の利用活用等をさせていただきたいというふうに考えておる中で、令和6年10月1日とさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 議案第87号をお願いいたします。

議案第87号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、新旧対照表がございますが、その次に資料を添付しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。資料をお願いいたします。

1つ目の改正理由でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）の一部改正に伴いまして、当該改正箇所を引用しております、郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものでございます。

次に、改正点でございますが、令の一部改正によりまして、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が第15条に追加されたことで、それ以降が1条繰下げとなりまして、引用しております条例第4条第6号中の「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改めるものでございます。

次に、施行期日でございますが、令和7年6月1日から施行するものとしております。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要でございますが、トイレに係るバリアフリー基準と駐車場に係るバリアフリー基準の見直しがそれぞれ

ございますし、また、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が関係部分を抜粋した新旧対照表にございます、第15条に新たに創設されております。

これによりまして、改正点で御説明をいたしました条例で引用しております令を改めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第88号をお願いします。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページ、タブレットでは左側が新旧対照表です。

その次、タブレットでは右側の資料を御覧ください。改正の経緯となります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、令和6年8月14日に公布され、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に規定してある被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることから、同法律に基づき規定している郡上市国民健康保険条例の罰則規定について整備し、併せて、令和6年度診療報酬改定に伴う往診料及び歯科訪問診療料に関する文言を改正するものです。

主な改正内容です。①国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されることから、条例第29条に規定されている、世帯主が被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合に関する部分を削除します。

また、同条に規定されている国民健康保険法第9条第9項を第5項に改正します。

②令和6年度診療報酬改定に伴い、第6条第2項に規定する診療報酬の算定方法、別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4を項注6に、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7を項注11に改正します。

1 ページ戻った、タブレットでは左側となりますが、新旧対照表を御覧ください。

表の右側が改正前ですが、第6条第2項の下線部分のうち項注、項7を左側下線部分、項注6、項注11に改正します。先ほど説明資料で御説明した②の部分です。

第29条第1項は先ほどの説明の①の部分で、表右側第9項を左側第5項に改正し、表右側もしく

は虚偽の届出をした場合、または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないを、左側の下線部分または虚偽の届出をした、に改めます。

また、併せて法の表記を改めます。

附則、施行期日、この条例は令和6年12月2日から施行します。

ただし、第6条第2項の改正規定は公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用します。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第89号から議案第109号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程9、議案第89号 令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程29、議案第109号 令和5年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの21議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第89号 令和5年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和5年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 令和5年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和5年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 令和5年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 令和5年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 令和5年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 令和5年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 令和5年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 令和5年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 令和5年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 令和5年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第108号 令和5年度郡上市下水道事業会計利益の処分及

び決算の認定について、議案第109号 令和5年度郡上市病院事業会計決算認定について、上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

令和5年度の決算総括表を御覧ください。会計ごとの決算額、歳入歳出を読み上げさせていただきます。提案に代えさせていただきます。

上から順に一般会計からです。歳入決算額314億6,214万7,555円、歳出決算額302億8,744万4,600円。

国民健康保険特会、45億5,435万6,630円、歳出が45億2,779万7,756円。

国保の直営診療施設勘定が歳入3億1,688万7,917円、歳出2億8,917万1,644円。

介護保険特別会計は48億8,232万219円、46億6,235万9,632円。

歳入歳出の順で読んでおりますので、お願いします。

介護サービス事業特別会計が7億5,079万1,948円、7億2,831万2,196円。

駐車場事業特別会計が528万9,261円、528万9,261円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計が4,545万2,119円、3,385万6,336円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、88万1,051円、同額であります。

後期高齢者医療特別会計、7億1,169万2,182円、6億9,974万2,769円。

小水力発電事業特別会計、5,494万2,805円、5,494万2,805円。

工業団地事業特別会計はございません。

大和財産区特別会計、2,034万1,912円、419万1,146円。

白鳥財産区、484万2,021円、290万4,975円。

ページを改めまして、牛道財産区特別会計が1,130万262円、162万6,070円。

石徹白財産区、2,588万400円、1,693万567円。

高鷲財産区、3,578万6,143円、2,310万8,803円。

下川財産区、351万2,239円、48万1,839円。

明宝財産区、2,794万5,121円、1,532万3,266円。

和良財産区特別会計が943万4,014円、449万3,347円。

一般会計と特別会計の合計で429億2,380万3,799円、413億5,885万8,063円。

次に、企業会計に参りまして、水道事業会計の収益的収支は13億2,481万3,661円、12億5,250万8,614円。資本的収支6億770万円、10億3,494万5,815円。

水道事業に参りまして、収益的収支が23億9,030万5,697円、23億3,891万397円。資本的収支8億7,430万9,000円、16億6,662万5,080円。

病院事業会計で収益的収支が39億9,135万5,399円、43億7,482万9,188円。資本的収支3億7,274

万4,000円、6億2,597万6,229円であります。

以上が各会計の決算額です。決算審査におきましては、決算書のほかに資料により説明しますので、それぞれに御確認の上で御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。ここで代表監査委員から審査報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

神谷代表監査委員。

○代表監査委員（神谷公眞） それでは、令和5年度決算審査報告を申し上げます。

市長から審査に付されました令和5年度決算審査を実施し、審査意見書を提出させていただきましたので、概要を報告させていただきます。

審査は7月2日から8月9日までの13日間をかけて、田代監査委員と2人で書類審査及び現地審査により実施いたしました。

審査の着眼点、審査方法は、調書及び各書類が関係法令等に準拠して作成されているか、令和5年度の予算が適正に執行されているか、決算に示された数値に誤りがないか、事務事業の効果などについて、担当部局の説明を聴取しながら、公正不偏の態度で実施いたしました。

その結果としましては、いずれも関係法令に沿って適正に執行されていることを認めました。

それでは、各審査意見について順次報告を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計について説明しますので、郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の32ページを御覧ください。

それでは、説明申し上げます。令和5年度の決算額は、一般会計、特別会計を合わせて歳入が429億2,380万3,799円で、前年度に比べ6億5,833万3,533円、1.6%の増、歳出が413億5,885万8,063円で、前年度に比べ10億5,868万7,888円、2.6%の増で、歳入歳出ともに増加した。決算収支は、歳入から歳出を差し引いた形式収支が15億6,494万5,736円の黒字、形式収支から翌年度繰越財源を控除した実質収支も14億6,633万5,736円の黒字であるが、実質収支から前年度実質収支を引いた単年度収支は2億1,453万5,355円のマイナスとなっている。

普通会計における財政指標では、財政力指数は前年度と同ポイントの0.323となった。経常収支比率は、前年度に比べ3.1ポイント増の86.9%となり、人件費、補助費等、公営企業の歳出の経常経費が増加したことや、地方交付税や臨時財政対策債などの一般財源が減少したことが主な要因となっている。財政運営の健全性を示す実質収支比率は、前年度の同ポイントの6.1%となっている。引き続き、財政健全化に向けた努力を継続していただきたい。

地方債については、新規借入額は29億1,810万円で、前年度に比べ9億3,240万円、47%の増とな

った。元金償還額は34億5,281万852円で、前年度に比べ4,642万8,143円、1.3%の減となったが、令和5年度末の地方債残高は277億6,477万2,000円と、前年度に比べ5億3,471万1,000円、1.9%の減となった。今後も、地方債の新規借入額を抑制しながら償還に努め、地方債残高の減少に努めていきたい。

基金については、財政調整基金が3億5,827万6,418円、15.5%の減の19億4,785万9,039円、減債基金が7,694万8,207円、33.5%増の3億636万1,222円、特定目的基金が1億1,949万8,015円、3.4%増の36億3,028万1,727円となり、基金全体の残高は74億9,732万5,007円と、前年度末残高より1億6,187万3,392円、2.1%の減となった。引き続き、国県補助金などの財源の確保に努められ、基金残高の安定を図っていただきたい。

市税は、退職所得の増により、個人市民税が2,079万9,557円、1.2%の増、車両の買換えにより旧税率から新税率へと移行したことなどにより、軽自動車税が120万8,077円、0.7%の増となったことで、市税全体では前年度より292万5,914円、0.1%の増の50億6,331万1,037円となった。

税の収納状況は、市税の収納率が94.9%で、前年度に比べ0.2ポイントの減、国民健康保険税の収納率が80.5%で、前年度に比べ0.3ポイントの増となっている。新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したものの、完全には経済が回復していないこと、急激な物価高騰などが滞納における収納率の低下の要因となっている。

税以外の収入における収入未済額は、住宅使用料においては、徴収努力により445万7,900円、52%の減となっているものの、現年度分の学校給食費においては20万9,207円、38.5%の増となっている。現年度分の収納率の向上は、過年度未収額の抑制にもつながることから、引き続き未収額の縮減に向けて努力していただきたい。

債権管理室に徴収事務が移管された債権については、26件中4件が完納、残り22件については分納誓約や徴収停止などが行われ、適正に処理されていた。今後も、各担当課との連携強化や効果的・効率的な徴収方法を検討して、新たな債権の発生防止に努めるとともに、債権者の履行状況を把握しながら適切な債権管理方法により債権回収に取り組んでいただきたい。

歳出では、会計年度任用職員に係る報酬、勤勉手当の増加等による人件費の増や、道路、橋梁、住宅の維持補修費の増、暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業の皆増となったほか、病院事業会計繰出金が増となった。また、大和地域の4つの小学校が統合し大和小学校となった小学校統合整備事業や美並庁舎移転整備に係る庁舎等整備事業の増により、普通建設事業費が増額となった。合併後20年が経過したが、大変厳しい財政状況、少子高齢化と歯止めが利かない人口減少問題、若い世代が活躍できる社会の実現、公共施設の適正配置、教育・行政改革や医療改革など重要課題が山積しているのが現状である。

令和6年4月からは山川市長が就任され新体制となり、誰もが安心して暮らせる郡上を目指して、

将来にわたって健全な財政運営が維持できるよう、事業の見直しを含めた事業実施の優先順位の再検討など、事業の重要性や有用性について十分検証していただきたい。

以上、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査の意見とする。それぞれに改善策等を検討していただき、今後も市民が安全で安心して暮らせる郡上市となるよう御尽力いただきたい。

以上が、令和5年度郡上市一般会計、特別会計に関する審査意見であります。

次に、水道事業会計につきまして御説明しますので、令和5年度郡上市公営企業会計決算審査意見書10ページを御覧ください。

それでは、説明申し上げます。令和5年度の業務実績は、給水戸数及び年間給水量は僅かに増加しているが、人口減少の影響により給水人口は減少となっている。有収率は前年度の78.4%から78.9%となり、前年度と同水準を維持しているが、施設の老朽化に伴い有収率の低下が懸念されるため、老朽管路等更新・耐震化事業の計画的、継続的な推進が望まれる。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は133円44銭で、営業費用は293円32銭となり、1立方メートルの水道水を供給することで160円程度の給水損失となっている。これは、水道基本料金免除事業により2か月分の基本料金の免除を行ったため給水収益が減となったことや、広大なエリアの給水を賄う郡上市水道は必然的に施設数が多く、減価償却費の割合が大きいことが要因となっており、採算性の面では厳しい経営環境にあることを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える104.1%となっている。未処分利益剰余金は6,294万円で、昨年度より707万円の増となり、前年度に引き続き黒字経営となっていることから、引き続き経営努力に取り組まれない。

次に、流動比率を見ると191.6%となり、前年度に引き続き200%を下回ることとなったが、前年度と比較して31.6ポイント向上しており、財政状態の改善が見られる。

給水収益に係る未収金の当年度分収納率は99.7%となり、前年度と同水準となっている。収納率は引き続き高い水準を維持しており、精力的な滞納整理がうかがえる。今後も、未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度の分の回収に努力されたい。

本市は、地形的に典型的な中山間地域にあるため、水道事業は点在する多くの給水区域や延長約900キロメートルの水道管路を抱えており、また人口減少により料金収入の減少や既存施設の老朽化、水源水質の悪化等、ますます厳しい経営環境が予想される。

一方で、令和6年能登半島地震による断水によって被災者が困難な生活を強いられたことを教訓とし、今後は適正な料金の見直しを視野に入れた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効果的な経営を展開されるとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、令和5年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、下水道事業会計について御説明しますので、24ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。令和5年度の業務実績は、処理区域内人口3万8,058人に対し、水洗化人口は2万8,226人で、普及率は74.2%となっている。本市の下水道事業は施設整備がおおむね完了しており、郡上市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等大きく貢献している。整備した効果をより効果的に発揮するため、今後も継続的な接続促進に努められたい。

固定比率は、自己資本に対する固定資産の比率で160.3%となっており、100%を大きく上回っている。下水道事業は、建設時の財源として企業債に依存する割合が高いため、必然的にこの比率が高くなる業種であり、減価償却費の進行により徐々に改善されることが見込まれる。

流動比率は37.1%となっており、100%を大幅に下回っている。短期的な支払い能力の面で懸念される数値となっているが、これは流動負債に下水道整備の際に借り入れた企業債の次年度償還金が含まれていることが主な要因である。企業債の償還については、一般会計繰入金等、償還財源が見込まれるため、短期的な支払い能力の面では支障がないと考えられるが、長期的な視点で今後の財務体質改善に努められたい。

総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計から補助金により100%を超える102.2%となっており、当年度純利益は4,893万円の計上となっている。また、下水道使用料に係る未収金の5月末時点での当年度分収納率は99.6%となっていることから、水道事業と同様に高い水準を維持しており、精力的な滞納整理がうかがえる。今後も、引き続き未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度の回収に努力されたい。

下水道事業は装置産業とも呼ばれ、多くの設備が必要とされる事業で、本市においては地形的に典型的な中山間地域にあるため、より多くの処理場と下水道管路等を有しており、また人口減少による使用料収入の減少や既存施設の老朽化等、ますます厳しい経営環境となっている。令和元年度から取り組んできた下水道統合整備事業は、令和7年度をもって一旦区切りを迎える予定となっており、引き続き経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、持続可能な下水道サービスの提供に努められたい。

以上が、令和5年度郡上市下水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、病院事業会計について御説明しますので、42ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。令和5年度は、郡上市民病院は患者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症関連の診療報酬の特例加算の縮小の影響により、医業収益は減となった。材料費、給与費、経費は減少したものの、収益の減少が費用の減少を上回り、厳しい決算状況となった。

国保白鳥病院は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に緩和されたことにより、入院患者が増加し、医業収益は増加したものの、人件費の増加の影響が大きく、収益の増加以上に費用が増加

したため、厳しい決算状況となった。

その結果、令和5年度の病院事業会計は、総収益は39億6,295万4,128円、総費用は43億6,304万732円となり、総収益から総費用を差し引いた純利益は4億8万6,604円の赤字となり、直近の5年間で最大の赤字額の計上となった。当年度は収益的収支に係る一般会計からの負担金、補助金として、前年度比1億8,482万円増の5億4,796万円が繰り出されていることを考慮すると、経営状況の一層の悪化が読み取れる。

設備整備については、郡上市民病院では、中央監視リモートシステム、心電図モニター、超音波画像診断装置など1億1,596万3,100円が、国保白鳥病院では、全身用X線CT診断装置など4,675万3,352円の整備が行われた。経営状態を勘案しながらも、患者の安全・適切な診断と治療に支障を来すことのないよう、中長期的な計画により計画的施設整備を進められたい。

財務比率については、固定資産がどの程度自己資本金で賄われているかを示す固定比率は100%以下が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較し191.5ポイント増加して912.2%、国保白鳥病院は2.9ポイント増加して234.1%となっている。両病院とも、当年度純損失の計上による未処理欠損金の増大が指標の悪化を招いており、自己資本増加に向けた対策に取り組んでいただきたい。

短期的な支払能力を示す流動比率は200%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較し11.4ポイント減少して32.9%、国保白鳥病院は16.5ポイント減少して53.3%となっている。慢性的な資金不足による一時借入金等の増加が影響しており、資金繰りや資金計画の再確認だけでなく、経営体質の抜本的な改革を早急に進める必要があると考えられる。

経営の健全性を示す経常収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較して1.5ポイント減少して89.9%、国保白鳥病院は1.3ポイント減少して95.4%となった。

医業の収支状況を示す医業収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較して4ポイント減少して79.7%、国保白鳥病院は2.6ポイント減少して77.8%となった。

自己資本の比率を示す自己資本構成比率は50%以上が理想比率とされているが、郡上市民病院は前年度と比較して2.5ポイント減少して10%、国保白鳥病院は前年度と比較して0.1ポイント増加して36.3%となっており、企業債の借入れを抑え、自己資本増加に向け取り組んでいただきたい。

未収金については、保険未収金の減により前年度に比べ1億280万254円減少している。また、入院・外来の窓口負担も減少しているが、受益者負担の公平性の観点からも新たな未収金の発生防止に取り組まれるとともに、過年度の未収金の回収にも引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に緩和され、郡上市民病院の療養病床の再開、国保白鳥病院の入院患者の増など一部収益増加の要因があったものの、全体としては感染症関連の特例加算の縮小、廃止及び補助金の終了などによって収益は減少した。一方、給与費の増や

物価高の影響により費用の増となり、厳しい決算状況となった。

結果、両病院ともこれまでの欠損金の累積により純資産額が非常に乏しい財政状況となり、この状況が続けば、近い将来、債務超過となることが予見される。今後も、病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続くことが予想されているため、業務の見直し、効率化及び人員の配置の見直しなど抜本的な経営の健全化に努められるとともに、医師、看護師等、医療従事者の持続的な確保に努められ、医療に対する安全性、信頼性の確保、医療水準の維持・向上を図り、地域の中核を担う医療機関としてその役割を果たされるよう期待する。

以上が、令和5年度病院事業会計に関する審査意見であります。

次に、財政健全化判断比率等に関する審査について御説明いたします。

報告第13号に添付されております令和5年度郡上市財政健全化判断比率等審査意見書の1ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。市長から審査に付された財政健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として現れていないので良好な状態と認める。

実質公債費比率は、地方債の新規借入額の抑制及び定期償還による地方債残高の減少に努めたことにより、元利償還金が減少したことで、3か年平均で前年度から0.3ポイント改善され11.1%となった。

将来負担比率は、地方債現在高の減少や公営企業債等繰入見込額の減少、充当可能基金の増加等により、前年度に比べ1.8ポイント改善され68.3%となった。

実質公債費比率と将来負担比率は順調に改善しているが、実質公債費比率は今後上昇すると見込まれ、予断を許さない状況であるため、さらなる公債費負担の軽減を図っていく必要がある。今後も、地方債の新規借入額の抑制や交付税算入率の高い地方債の活用など、市債残高の着実な縮減などに取り組み、健全な財政運営に努めていただきたい。

以上が、令和5年度財政健全化判断比率に対する意見であります。

最後に、資金不足比率に関する審査について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類について適正に作成されていることを認めた。全会計とも資金不足比率は算出されていなかったため、数値として現れておらず、事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。

ただし、病院事業会計においては、財政健全化法における比率の算定上、解消可能資金不足額によって解消されている状態であり、感染症関連の補助金の減による医業外収益の減、感染症関連の

診療報酬特例加算の縮小、患者数減少などにより資金不足が生じていることから経営改善に取り組み、経営の健全化に努めていただきたい。

以上、令和5年度決算審査の審査結果についての報告といたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 詳細にわたる報告をありがとうございました。監査委員のお二人には、長期間にわたり、膨大な量の審査をいただき感謝を申し上げるとともに、心より敬意を表したいと思えます。

今回指摘されました事項につきましては、今後の決算認定の審査におきまして、十分考慮をさせていただきます。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第89号から議案第109号までの21議案につきまして、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり付託の上、審査をすることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第89号から議案第109号までの21議案は、16名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付をしました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託をいたしました議案第89号から議案第109号までの21議案につきまして、会議規則第44条第1項の規定により、9月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。

また、地方自治法第98条で規定されています議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました議案第89号から議案第109号までの21議案につきましては、9月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにし、また地方自治法第98条で規定されています議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分を予定しております。よろしくお願いします。

（午前10時45分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前10時55分）

◎議案第110号から議案第113号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程30、議案第110号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてから、日程33、議案第113号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第110号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について、議案第111号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第112号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第113号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

一般会計の補正予算書1ページを御覧ください。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,943万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億8,907万9,000円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正は変更です。今回、補正予算で計上した事業の財源とするために、起債の額を変更します。表の左上の補助災害復旧事業は、表右に参りまして、「補正後」とある欄の限度額を1億1,610万円に変更し、1億1,380万円の増額です。豪雨災害の復旧工事分の財源です。

その下の一般単独事業の緊急防災・減災事業は、また右に参りまして、補正後の額を1億5,490万円に変更します。2,440万円の増額で、消防署の非常用発電機の更新の財源です。

下に参りまして、過疎対策事業は、補正後の額を11億3,420万円に、2億8,060万円の増額です。本庁舎の空調改修でありますとか、斎場の設計、グラウンド整備の財源です。変更後の限度額は、表右下の欄にございます20億5,660万円で、4億1,880万円の追加をいたします。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

一般会計は以上です。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算書をお願いします。1 ページです。

令和6年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,416万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,028万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,153万7,000円とする。

第2条の地方債の変更は、第2表の地方債補正による。

8 ページをお願いします。

地方債の補正は変更です。過疎対策事業について、補正後の額を1,220万円に、290万円の増額です。空調の中央監視装置更新の財源とします。

変更後の限度額は、表右下の1,660万円で、290万円の追加です。

起債の方法等に変更はありません。

次に、介護保険特別会計の補正予算書をお願いします。

令和6年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,366万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,067万円とする。

次に、小水力発電事業の補正予算書1 ページをお願いします。

令和6年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,030万円とする。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第110号から議案第113号までの4議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第113号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第110号から議案第113号までの4議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月6日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に付託しました議案第110号から議案第113号までの4議案につきましては、9月6日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第114号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程34、議案第114号 郡上市過疎地域持続発展計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第114号をお願いいたします。

郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

過疎対策については、郡上市過疎地域持続的発展計画を策定いたしまして、市内全域を対象として各種事業を進めております。これらの事業の推進に際して活用できる過疎対策事業債は、充当率100%、交付税措置が70%という非常に有利な起債でございまして、ソフト事業を含め、幅広く活用できることから、当計画では令和3年から令和7年度までを計画期間として、可能な限りの事業を盛り込んで策定をしております。

この計画について、事業の追加・中止を行おうとする場合や目標達成状況の評価に関する事項を変更しようとする場合など、計画全体に及ぼす影響が大きい変更について、議会の議決を経た上で、変更後の計画を主務大臣宛てに提出しなければならないとされております。

今般、本年度の借入れのため、必要な事業の追加など、議決が必要な変更が生じたので、議案として提出をさせていただくものでございます。

タブレットのページを送っていただきますと、変更後の計画書をつけておりますが、本日は参考資料を別に用意しておりますので、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料ですが、めくっていただきますと、3ページ以降が新旧の対照表となります。表中、左側が変更後、右側が変更前であり、アンダーラインを引いてあります箇所が変更点となります。今回の変更では、事業の追加等のほかに、計画期間の後半になりまして期間中に事業が見込めないものの見直しや文言の修正、また、進捗に合わせた内容の修正など、軽微な変更も多く行っておりますので、本日は主要なものを抜粋して説明させていただきたいと思っております。

初めに、3ページを御覧いただきたいと思います。

中ほど、第2章、移住・定住・地域間交流の推進の変更点となりますが、本市では、独自の取組といたしまして、過疎対策事業債を活用した地域おこし実践隊の制度を設けております。これは、総務省の地域おこし協力隊の制度と目的を同じくしておりますが、隊員の要件を緩和し、幅広く応募をいただき、本市で活躍いただこうとするものでございます。計画書では、協力隊、実践隊、両方の名称が出てまいりましたので、記載のアンダーラインのとおり、「地域おこし協力隊（地域おこし実践隊を含む）」と改めをさせていただくものでございます。以降についても、これに合わせて文言の整理を行いました。

また、4ページの事業計画表の中では、令和6年度について、予算上の事業名を「地域おこし実践隊派遣事業」と変更しておりますので、修正を行うものでございます。

送っていただきまして、5ページをお願いいたします。

第3章、産業の振興の変更点となりますが、産業支援センターの活動経費に過疎対策事業債を見込むため、商工施策に係る技術を追加しております。

下段から7ページにかけての事業計画表では、基盤整備関係にて借入れが見込まれる事業の追加、また、逆に、当計画の計画期間内に事業が見込まれないものの削除を行っております。また、今ほど申し上げた産業支援センター関係の追加、そして、送っていただきまして、7ページ上段では、事業名称の修正等を行っております。

7ページ中段の第5章、交通施設の整備、交通手段の確保では、中部縦貫自動車道の事業進捗に合わせ、供用開始された区間等の修正を行っております。

次の8ページから13ページにかけまして事業計画表を掲載しておりますが、こちらでは、借入れが見込まれる事業の追加や当計画の期間内に事業が見込まれないものの削除等の変更を行っております。

少し飛びますが、14ページを御覧いただきたいと思います。

第6章、生活環境の整備に係る事業計画となります。事業内容や事業量の見直し等による修正でございます。

そして、おめくりをいただきまして、16ページのほうになりますが、上段のほうでは、急傾斜地崩壊対策事業が幾つか削除されておりますが、令和8年度以降の事業計画として、計画期間内の事業が見込まれないことから削除をさせていただくものでございます。

そして、その下、下段の第7章です。子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に係る項目となります。ここでは、本文中の変更はございませんが、事業計画に（10）といたしまして過疎地域持続的発展特別事業、これは過疎債を利用したソフト事業となります。この事業といたしまして、乳幼児医療助成事業ほか2つの事業を加えるものでございます。

17ページを御覧いただきたいと思います。

上段は、第8章、医療の確保に係る事業計画でございます。国保白鳥病院及び国保和良歯科診療所において、借入れが見込まれる事業を追加いたしました。

そして、下段からは、第9章、教育の振興になります。次のページの事業計画で、過疎対策事業債の活用を見込んでおります小中学校校舎のトイレの洋式化や古今伝授の里運動公園の整備を追加しております。このほか、22ページにかけましては、公共施設等適正配置計画等との整合に関する記述について、校舎のトイレ洋式化に合わせて所要の変更・追加を行っておるところでございます。

22、23ページを御覧いただきたいと思います。

第10章、集落の整備に関する変更でございますが、過疎地域持続的発展特別事業で行う3つの事業を追加しておりますし、24ページの第12章、再生可能エネルギーの利用の促進のところでは、本庁舎の空調設備の整備、照明設備等の更新、ZEB化のための取組を追加したところでございます。

最後に、25ページ以降でございますが、第14章といたしまして、過疎地域持続的発展特別事業となります。これは、過疎ソフト事業をここで再度掲載させていただいているものでございます。これまで申し上げました修正のうち、過疎ソフト事業の変更点について、この表でも同様の修正を行っております。

以上が主な変更点となりますが、変更案につきましては、県との協議を経て本議会に上程をさせていただいております。本議案について御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第114号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第114号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第114号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

◎議案第115号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程35、議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第115号について説明をさせていただきます。

財産の取得及び処分について（家畜保護施設）。

次の財産を取得及び処分することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

1、取得及び処分する財産の種類、肥育牛舎（家畜保護施設）。

2、取得及び処分する財産の所在、郡上市八幡町有穂86番地1。

3、構造・規模、鉄骨造平屋建て1棟。

4、建築面積、765.1平米。

5、財産の取得及び処分の予定価格、6,186万3,300円。

6、取得契約の相手方、岐阜市薮田南5丁目14番12号、岐阜県シンクタンク庁舎内、一般社団法人岐阜県畜産公社理事長 雨宮功治。

7、処分契約の相手方、郡上市明宝気良1467番地、郡上せせらぎ牧場合同会社代表社員 山田義正。

8、財産の取得及び処分の目的、畜産担い手育成総合整備事業に係る取得及び処分ということでございます。

資料の1のほうでございますが、御覧いただきまして、畜産担い手育成総合整備事業に係る財産の取得と処分ということでございますけれども、内容については、ほぼこの議案書のとおりでございますけれども、この事業につきましては国の事業でありまして、建設費の2分の1が国のほうから支援をされるというものでございます。

それで、ここの資料の中で矢印が中段のところにございまして、その上に取得期限というものがございます。取得期限につきましては、令和7年3月31日までに市が畜産公社から取得をしまして、その後、同日付で農家のほうへ、この肥育牛舎のほうを払い下げるというものでございます。

それで、資料の2と3のほうに、この事業のスキーム図を載せてございますが、資料の3のほうで簡易版のほうを載せておりますので、資料の3のほうを御覧いただきたいと思います。

今し方申し上げましたとおり、国の補助事業でありまして、建設費の2分の1を国のほうから、また、事務費の2分の1ずつを県と市のほうで負担をするというような事業でございます。

それで、このスキーム図の左上のほうになりますけれども、岐阜県畜産公社ということで、青い線で囲ってありますけれども、要件としまして、この農畜産公社が事業主体になることということが要件となっております。それで、この農畜産公社が肥育牛舎を建設いたしまして、市は、農家と畜産公社の調整でありますとか、国・県から補助金、国・県へ補助金の申請を行いまして、市の補助金も含め、農畜産公社のほうへ交付をいたします。これが青い矢印になりますけれども、こちらになります。その後、市は、事業完了後に補助金分を差し引いた金額で動産を一時購入いたしまして、同額で農家に払い渡すというような事業スキームとなっております。

今回、議会にお諮りいたしますのは、この条例によりまして、2,000万円以上の動産の取得を市がする場合、また、売払いをする場合においては、議会の議決を求めるということになっておりますので、議会の議決をお願いするというものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第8号から報告第12号までについて（報告・質疑）

○議長（森藤文男） 日程36、報告第8号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程40、報告第12号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

順次、報告を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。ただいま一括議題とされました5件の報告につきましては、地方自治法の規定により、市が50%以上の出捐または出資をしている法人に対しまして、その経営状況を議会に報告するものでございます。

報告第8号からの資料としまして、各報告かがみの後に、第三セクターの令和5年度決算報告書が添付させていただいておりますが、それぞれ資料が大量となっておりますので、報告第12号の後に一覧とさせていただきます令和5年度第三セクター経営状況報告資料をつけております。この資料は、各第三セクターの決算内容を1つにまとめておりますので、各報告のかがみ分を読み上げました後に、この資料をもって経営状況の報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、まず初めに、報告第8号でございます。

報告第8号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

先ほどの別添の資料の1ページ目になりますが、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。ここに郡上八幡産業振興公社の経営状況をまとめておりますが、こちらの表の上段には、第三セクターの名称、所在地、設立年月日、その基本財産の欄には、市からの出捐また出資金額、そして、その割合を記載しております。また、役職員の数とか業務内容について記載しておりますが、こちらのほうはそれぞれ申し訳ありませんがお目通しいただきたいと思います。

本日説明いたしますのは、上から2つ目の枠になりますが、財務状況のほうの説明をさせていただきたいと思います。こちらの枠の左側、こちらのほうは貸借対照表から、右のほうは損益計算書のほうから、各表の各項目にある事項について数値を記載させていただいております。こちらのほう、括弧書きしてありますが、単位は1,000円でございます。

まず、右側の損益計算書の枠のほうから説明を申し上げます。

なお、郡上八幡産業振興公社は一般財団法人でありますので、損益計算書に当たります正味財産増減計算書となります。

1行目の当期における売上げまたは総収入につきましては、令和5年度は4億1,909万3,000円で、令和4年度の比でいきますと111%となっております。売上げは令和4年度と比べますと4,251万3,000円の増収でございます。

その要因といたしましては、郡上八幡城におきまして耐震補強工事とリニューアル工事が完成しまして、昨年4月29日にリニューアルオープンしました。こちらの入場者数の増、加えまして、令和5年4月1日より入場料金のほうを、大人を320円から400円に、子どもを150円から200円に改定した結果によりまして増額しております。また、郡上八幡博覧館におきましても入館料の増収がありまして、こちらのほうも売上げの増となっておりますので、よろしくお願いします。

次に、こちらの4行目の当期損益を見ていただきたいと思います。こちらは当期の純利益となります。令和5年度は2,194万3,000円で、令和4年度比で123%の状況となっております。こちらにつきましては、売上高の増収に対しまして、光熱水費の減、施設管理費の節減に努められた結果でありまして、数値的にはコロナ禍前まで回復したものと思われま。

続きまして、左の貸借対照表からの項目を御覧いただきたいと思います。

資産合計につきましては、令和5年度は3億269万3,000円で、令和4年度比で102%の状況となっております。資産が上昇しました理由としましては、先ほどの売上増収に伴う収入金の増などや、建物や附属設備などの固定資産の増によるものが主な理由でございます。

こちらのほうの最下段の資本合計マイナス資本金の項目になりますが、こちらは正味財産合計か

ら出資金を差し引いたもので、繰越利益剰余金に相当します。令和5年度は1億9,427万円で、令和4年度比で112%の状況となっております。このことにつきましては、資産合計の増に対して有利子負債の返済による負債額の減少が主な要因となっております。

なお、こちらプラスにはなっておりますが、この大半には固定資産のほうになっておりますので、御承知をおきください。

令和6年度、公社としましては、各種のPRをまたより一層行いまして、収益の確保、また、他の各施設のほうとの連携を取りまして、市街地への誘客等にも取り組んでいきたいというふうなことでございますので、よろしくお願いします。

続きまして、報告第9号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

また、すいません、お戻りいただきまして、資料のほうの2ページ目になりますが、御覧いただきたいと思います。

郡上大和総合開発株式会社の財務状況でございますが、まず、右側の損益計算書のほうから当期における売上高について、こちらにつきましては、令和5年度は5億8,541万1,000円で、令和4年度比で103%の状況となっております。当期損益につきましては、令和5年度は486万円のマイナス決算ではありますが、令和4年度よりは1,390万8,000円改善しております。

この要因としましては、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられたことによりまして、インバウンドを含めた観光客の増、これまで自粛傾向でありましたが、宴会等の需要が回復したこと、加えまして、道の駅を中心としまして、販売部門における付加価値の高い商品等の力を入れたことによりまして売上げが回復したというふうに伺っております。これに伴い、当期損益が改善されたということになりますので、よろしくお願いします。

次に、左の貸借対照表からの最下段の項目、令和5年度の繰越利益剰余金につきましては1億9,579万7,000円のマイナスとなっております。こちらは、令和4年度からはマイナスが486万円増えた状況となっております。このことは、売上高が増加しまして、流動資産の預金額は増加しましたが、昨今のエネルギー価格の高騰等によりまして、運転資金確保のために短期借入金の借入れによりまして流動負債が増加したことが主な要因となっております。

郡上大和総合開発としましては、今後、この繰越利益剰余金のマイナス額を改善していくために、前年度比プラス5.3%の売上げを目標に、フェアフィールド・バイ・マリオット・岐阜郡上との連携を含め、郡上大和の魅力発信に努め、地域内の経済波及効果を高める取組を継続的に行い、施設の魅力と付加価値を高めるというふうに言われております。また、エネルギー価格の高騰に対しま

しても、節電対策の継続的な実施、仕入価格の再点検といった細部にわたる経費削減と経営の効率化に努めていくというふうに伺っております。

続きまして、報告第10号となります。

株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

資料の3ページ目のほうを御覧ください。

伊野原の郷の経営状況でございますが、こちらにつきましては、先ほどと同様に、右側の損益計算書からの当期の売上高のほうから説明させていただきます。こちらにつきましては、令和5年度は3,279万3,000円で、令和4年度比としましては122%となっております。当期損益につきましても、令和5年度は108万2,000円の黒字決算で、令和4年度より255万2,000円の増となっております。こちらにつきましては、宿泊施設のカルヴィライとしろの宿泊者の増加と、除雪作業のほうを委託いただいておりますが、こちらの収入が増加したことが主な要因となっておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、左側の貸借対照表からの最下段、令和5年度の繰越利益剰余金につきましては、こちらにつきましては1,091万4,000円で、令和4年度から108万2,000円の増となっております。こちらのプラスになっております繰越利益剰余金につきましては、固定資産を引きますと約940万円ほどとなっております、こちらは現金・預金等の流動資産というふうになっております。

伊野原の郷としましては、宿泊や飲食、売店等の収益を安定的に上げるために、宿泊観光客の少ないシーズンでも収益を上げる、確保することを目指しまして、名古屋や岐阜地域を中心に、教育旅行や研修会等の誘致を積極的に取り組んでいきたいというふうに伺っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、報告第11号のほうをお願い致します。

有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

資料の4ページ目のほうをよろしくお願い致します。

阿弥陀ヶ滝観光の経営状況でございますが、同様に左側のほうから説明させていただきます。こちらのほうの当期における売上高につきましては、令和5年度は7,063万9,000円で、令和4年度比で107%となっております。当期損益につきましては、令和5年度は666万1,000円の黒字決算で、

令和4年度より791万6,000円の増というふうになっております。こちらにつきましては、別途指定管理を受けておりますあゆパークのほうの売上げが増というのが主な要因となっております。

左側の貸借対照表からの最下段、令和5年度の繰越利益剰余金につきましては2,057万7,000円のマイナスとなっておりますが、令和4年度と比べますと666万円改善されております。このことにつきましては、債務であります有利子負債を計画的に返済されたことによりまして、減少の主な要因となっております。

阿弥陀ヶ滝観光としましては、阿弥陀ですね、この施設の指定管理を引き継いだ時点で既に常態化しておりました債務超過に対しまして、あゆパークでの今年8月までの売上げを加味した状況でありますと、コロナ禍による長期借入れは今後6年間の間に完済できるというふうに予測されております。そういったところの中で債務超過は改善されるというふうに考えておられます。しかしながら、さらに、すいません、施設の老朽化による大規模修繕等も今後想定されますので、こういった債務超過改善には流動的な要素が非常に大きなものと考えております。この宿泊施設の在り方につきましては、今後も関係者の方々とともに様々な観点から検討させていただく必要がありますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、報告第12号となります。

株式会社ネーブルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

資料の5ページ目になりますが、ネーブルみなみの経営状況でございます。こちら左側の表のほうから見ていただきますが、当期におけます売上高でございますが、令和5年度は1億1,221万円で、令和4年度比で115%の状況となっております。当期損益につきましては、令和5年度は338万8,000円のマイナスとなっておりますが、令和4年度と比べますと337万8,000円改善されております。このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられたことによりまして、観光バス等の入り込みが増加されたというふうに想定されておまして、これが売上げの増につながったものと考えられております。

続きまして、左側の貸借対照表の最下段、令和5年度の繰越利益剰余金になりますが、こちらにつきましては2,334万6,000円で、令和4年度比で87%の状況となっております。このことにつきましては、負債合計が令和4年度と比べましてもほぼ同程度と推移はしておりますが、運転資金の確保のために、定期預金の取崩し等、流動資産の減少と建物等の固定資産の減価償却による価値の減少、こういったものが主な要因となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、プラスになっております繰越利益剰余金等につきましては、大きなこの大半は固定資産に

なりますので、よろしくお願いします。

ネーブルみなみといたしましては、今後もエネルギー価格の高騰に伴いまして、マイカーのほうの自粛は懸念されております。そういった中でも、リニューアル施設の利点を最大限に活用しまして、利用者のニーズに対応した商品の提供、また、品質・サービスのレベル向上に一層努められまして、市内の観光施設の連携等努められ、今後も今まで以上の集客を図り、収益を上げていきたいというふうに考えておられますので、よろしくお願いします。

報告については以上です。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑がある場合は、報告第何号と述べて質問をしてください。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 5番 みずのまりです。報告第8号についてお伺いします。

6ページのレンタサイクルについてなんですが、全体的に回復傾向の中、このレンタサイクルの貸出事業に関してはいいのか悪いのかちょっと微妙な数字なんですけれども、何か利用者にアンケートを取っているとか、あるいはマーケティングしているとか、電動自転車を入れて付加価値をつけるとか、何か経営努力をしないと、多分このままだと維持するか下降していくか、そのままだと多分そうなると思うんです。ふだんそうした何か経営努力をされているのかということが一つと、もう一つは、ふだん何台あって何回転しているのかということももし分かったら教えてください。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） すいません、電動自転車につきましては現状としてもある状況になっておりますので、よろしくお願いします。すいません、こちらのほう入れさせていただいたのが使った延べ台数になりますので、実際にその台数が何台かちょっと調べさせていただきますので、申し訳ありません、後ほど報告させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） ありがとうございます。引き続き関連で、報告8号の——9ページです。すいません。こちらのインターネットのショップによる通信販売なんですけれども、特にAmazonが著しく落ちているんですが、これについて何か説明があればお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） すいません、こちらにつきましては、特段、公社のほうに聞き取りは行っておりませんので、どうしてこちらのところだけ落ち込んだというのはちょっと分かりかねるところでありますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） よかったですか。

（発言する者あり）

○議長（森藤文男） あと、粥川商工観光部長、先ほどのみずのまり議員の経営努力とかつていうような点についての答弁がなかったと思いますので、そこには少し触れていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） すいません、今、駅とか旧庁舎記念館等に自転車を配置しております、そういったところでPRはさせていただいておる状況となっております。プラスで何かというところではありませんが、今、現状としまして使えるよというようなところを紹介する中で利用のほうは促進していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。報告第9号 郡上大和総合開発株式会社のことでお聞きしますけれども、美並の子宝の湯がああいうことになりまして、温泉が全体として入り込み客が減っておるのかなという心配を実はしております、大和のこの温泉、僕もよく使わせてもらいますけど、非常にいいなとは思っています。ただ、ちょっとお聞きすると、やっぱりお客さん減っているよとかそういうことがあります、あまりにも美並のあの出来事が急に起きたことなんですけれども、現在、これを見ますと、実績が決算報告の資料の中では106%になっていますから、令和4年度に対して5年度は増えているんです。美並のときはたしか11万人が最大入場者数で、落ち込んで6万人弱になって、7万1,000人ぐらいまで5年度には回復していたと。そこまで回復していてもああいうことになったわけなんですけれども、そのある意味、そういう心配は同じではないと思いますけれども、ここのやすらぎ館ですね、ここの現状につきまして少し詳細をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 答弁させていただきます。

こちらのほうにつきましても、議員おっしゃられるとおり、入館者数につきましては、若干の売上げにつきましては前年度比に比べますと増という状況にはなっております。こちらのほうにつきましては、当然のことながら、コロナ禍で減少しておったものが順番に増えてきたのかなというふうに考えておりますが、隣接しております、先ほどお話しさせていただきましたが、ホテルですね、そういったところの連携を図りながら入館者数のほうの増等に努めてまいりたいというふうにこちらのほうも考えておりますし、施設のほうもそういうふうに取り組んでいきたいというふうに伺っておりますので、よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(森藤文男) 13番 田中義久議員。

○13番(田中義久) 13番 田中です。やはり前年度対比で見ると、その前年度が落ち込んでいたときに上がっているよと言っても、実は今までの平均値からいったら随分低いということもあるわけですけども、何といたしますか、自分が聞いたのは、美並のような心配はないですねということなんです。その点について、今後の恐らく年数がたっていますから、それこそ美並のボイラーの取替えということがありましたけれども、そういうことの中で温泉施設ですのであえてちょっとお聞きしたわけですけども、それにつきましてもう一言お願いできますか。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長(粥川 徹) 失礼します。入館者数につきましては、やはりこちらのほう、平成27年のときにかなり大きく増えておりまして、18万人ほどありました。そちらのほうが令和5年度ですと14万人ほどという状況の中で、やっぱりコロナ以降で復帰は、戻ってきておりますが、そのときまでは戻り切っていないというところになります。

おっしゃられるとおり子宝温泉の件がありましたので、こちらのほうとしましても経営努力のほうは当然のほう指導させていただきながら、維持といいますか、これからの施設運営のほうも十分な指導をさせていただいて存続していただくような形に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(森藤文男) ただいまの大和総合開発の温泉のやすらぎ館に関しましては、これは第36期営業報告書の中にも、やまと温泉やすらぎ館の営業総括というのがございますので、そこも参考にさせていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号から報告第12号までの報告を終わります。

粥川商工観光部長、先ほどの報告はいつぐらいになりそうですか。

(発言する者あり)

○議長（森藤文男） 先ほどのみずのまり議員の報告については。

(発言する者あり)

○議長（森藤文男） そうですか。分かりました。

では、少し早いですが、まだ議事のほうが残っておりますので、ここでお昼のために暫時休憩をさせていただきたいと思います。再開は13時を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

(午前 11時49分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（森藤文男） 午前中の報告第8号におけるみずのまり議員の質問に対する答弁がございますので、発言を許可します。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。先ほど、みずの議員のほうから御質問のありましたレンタサイクル貸出事業の件で、自転車の保有台数のほうお問合せありましたが、こちらにつきましては2か所のほうに設置しております。まず、旧庁舎記念館と郡上八幡駅、長良川鉄道の郡上八幡駅のほうに設置しておりますが、旧庁舎記念館のほうに17台、郡上八幡駅のほうに10台という形で設置しております。

ちなみにですが、先ほどみずの議員からは電動アシストつきのというお話もありましたが、そちらのほうは旧庁舎記念館のほうに4台ほど設置しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男） みずの議員、よろしかったですか。

◎報告第13号について（報告・質疑）

○議長（森藤文男） それでは、日程41、報告第13号 令和5年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第13号 令和5年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して、次のとおり報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

下の表でありますけれども、初めに、1つ目の健全化判断比率等の①とあります実質赤字比率等は、普通会計と呼ばれます一般会計、青少年育英奨学資金貸付特別会計、鉄道経営対策事業基金特別会計の3つの会計における決算に基づいて算出する指標です。これらの実質収支額が標準財政規模に占める割合を示すものですが、赤字がないために表示がございません。

次に、②連結実質赤字比率は、今ほどの普通会計にその他全ての特別会計と企業会計を合算して算出することから連結と呼ばれます。こちらも赤字がないため、記入はありません。

③実質公債費比率は、地方公共団体の借入金——地方債とも呼びます——の返済額、公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。前年が11.4%に対して、0.3ポイント改善し、11.1%となりました。新規の借入を抑制しまして、起債の償還、借金の返済を進めたことで、計算式の分子であります元利償還金が減となったことが主な理由でございます。

次に、④の将来負担比率は、地方公共団体の借入金など、現在抱えている負債の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、前年70.1%に対して、1.8ポイント改善し、68.3%となりました。分子となる地方債残高の減等によるものです。

なお、表右側に財政健全化基準とございますのは、それぞれの指標が起債の数値を超えると財政健全化計画の策定を求められるなど、黄色信号の指標を表しております。2番目の資金不足比率は、各会計ともに資金不足は生じておりませんので、記入はありません。

これら全体的なことは、意見書が示されており、詳細な計算式の解説、数値の分析などがなされておりますので、御覧いただければと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） すいません、資料のことで、中身のことでちょっと確認させてください。11ページ、資金の不足額のところですが、病院事業会計のところの資金の不足額の計算式が少し分かりませんので、ここを教えていただけないでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 詳しいことは財政課にお問い合わせいただきたいのがやまやまではございますが、11ページの今ほどお聞きになったところは、11ページの一番下の資金の不足額という欄でよろしいですか。こちらは、実際、流動負債と建設改良等以外の経費、地方債残高または歳出額等とあります13億円ほどございますけれども、こちらはいわゆる建物を建てる時借金をしたりですとか、お金が足りない借金をするんですけれども、その借金が実際に将来的に例えば10年で建物を改修すると10億円必要になります。それを通常であると10年かけて返します。1億円ずつ返していきます。ただ、償還を早めることによって、毎年償還は早くなりますけれども、実際の現金というのはその分減っていくので、その分というものがここの数字に入っている13億円ということなんです。

それが実際に、中の数字を見ていただきますと、7ページに戻っていただいて、7ページの中段の公営企業会計の資金不足額ということで、病院事業会計が上から3行目になりますが、流動資産が6億6,000万円とあって、今ほどの13億円というものがあって、実質的に資金不足がゼロになっているので、これはおかしいんじゃないかということもちょっと疑問に思われるかもしれませんが、いわゆる借金をしておるんですけれども、その分というのは、将来的に何年かをかけてお返ししていく分が早めに償還しているので、返済が早めに終わったらその分は収益が上がりますよということで、数字上は負債から控除できるという考え方に立っておりまして、その計算の下で、病院事業会計というのは、この数字上は赤字に見えても、将来的な償還を早めに繰り上げることによって、償還が終わった以降には黒字化するというような数字上の考えの下で数字が上がっておるものです。

十分な説明になっていないんですけど、財政の健全化を図る上において、そういった数式が国から示されておりまして、そのものを積み上げたものがこういった金額にはなっておりますので、ちょっとお時間を頂いて、また財政課から説明させていただける機会を頂ければと思いますけれども、私から答えられる範囲はこういうところで。申し訳ありませんが。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございます。資金不足額が水道会計事業や下水道会計事業が挙がっていたのですが、病院会計事業は資金が足りているというふうな表に見えたので、ちょっとこの辺、計算間違っていないかなと思って確認させていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第13号の報告を終わります。

◎報告第14号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程42、報告第14号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第14号 放棄した債権の報告について。

郡上市債権管理条例第14条第1項及び第2項の規定により、令和6年1月26日付で次のとおり市の債権を放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

本議案は、令和3年1月から施行した郡上市債権管理条例に基づき、債務者等の死亡などにより徴収ができなくなった1件100万円以下の債権を市長の権限において放棄したものを報告する議案です。

放棄した日は、本年の1月26日です。

放棄した案件は、合計で下の表でございますが5件、27万4,391円です。

上から順に、上水道料金は第7号事由でございます。生活保護受給者またはこれに準ずる者となつて一定期間が経過したもので、この方は生活保護受給から3年を経過したため放棄をいたしました。

市民病院の医療費は第3号事由、相続人不存在または相続放棄、債務者の死亡に加えまして、相続人が不明な事案です。

同じくその下の第6号は、徴収停止後の一定期間経過で、外国人の方で所在不明のために徴収が困難と判断し、徴収停止後1年を経過したためであります。

白鳥病院の医療費、第1号事由は、消滅時効による時効期間の満了で、所在不明のために時効期間満了をもって放棄をいたしました。

最後に、第3号事由とありますのは、相続人不存在または相続放棄で、債務者が死亡し、相続放棄のためであります。

なお、債権を適正に賦課し、これをきちんと納めていただくことは、市民負担の公平性と財政の健全化確保に欠かせないことと考えておりますので、引き続き、所管課における徴収を徹底させていただきまして、債権管理室との情報共有、場合によっては指導を行いながら、納付率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程43、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第15号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月5日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきますと、専決第4号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。専決日は令和6年7月22日です。

1つ目の損害賠償による和解の内容。令和6年5月23日午後1時5分頃、議会総務課職員が大野市議会交流事業打合せのため、福井県大野市内の元町会館へ出張中、同駐車場において、バックで駐車をしようとした際、運転操作を誤り、隣に駐車していた車両に接触し、相手方車両のバンパー等を損傷させた。市は示談により下記金額で損害を賠償する。損害賠償の相手方は記載のとおりです。損害賠償の額は20万233円です。

次のページをお願いします。

専決第5号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和6年8月19日。

損害賠償による和解の内容は、令和6年1月25日午前7時15分頃、大和町島地内の主要地方道白鳥板取線において、市道野口12号線から走行してきた相手車両が一旦停止をせず交差点に進入し、走行中の大和中学校のスクールバスと衝突した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は10%です。損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は8万7,231円であります。

どうも申し訳ありませんでした。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第15号の報告を終わります。

◎議報告第8号について(報告)

○議長(森藤文男) 日程44、議報告第8号 諸般の報告について(議員派遣の報告)を議題といたします。

議員派遣の報告が議員から別紙のとおり、写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

◎議報告第9号について(報告)

○議長(森藤文男) 日程45、議報告第9号 諸般の報告について(委員派遣の承認)を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、議会改革特別委員会委員長から別紙の写しのとおり提出をされ、承認いたしましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

◎議報告第10号について(報告)

○議長(森藤文男) 日程46、議報告第10号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)を議題といたします。

例月出納検査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

8月29日までに受理をいたしました請願につきまして、お手元に配付をいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長(森藤文男) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会といたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 1時16分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 野 田 かつひこ

郡上市議会議員 清 水 敏 夫